

都市税財源の充実確保に関する重点要望

真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方交付税総額の復元・増額の継続と機能の充実

平成 22 年度の地方交付税については、地方歳出水準を固定化した「骨太の方針 2006」を見直し、社会保障関係分野に係る財政需要の増大など都市自治体の実態を的確に反映するとともに、地方財政計画の歳出規模を拡大したうえで、地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

2. 税制抜本改革による国・地方「5 : 5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

- (1) 税制抜本改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

3. 公債費負担の軽減

公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成 21 年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。

4. 国庫補助負担金改革の着実な推進

国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。

5. 直轄事業負担金制度等の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、地方分権改革推進委員会の意見に沿って維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。